

「福井港九頭竜川ボートパーク」の指定管理者候補者の選定について

福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者の申請の募集について、福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定しました。

- 1 団体名 株式会社九頭竜川マリーナ
- 2 所在地 坂井市三国町新保第95号1番地6
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 選定理由

株式会社九頭竜川マリーナは、福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価されました。

特に放置艇対策への寄与およびボートパーク管理運営の豊富な経験や利用者に対するサービスなどが評価され、福井港九頭竜川ボートパークの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1 団体

- ① 株式会社 九頭竜川マリーナ
坂井市三国町新保第95号1番地6 代表取締役 多田 和也

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

藤野 恵子	オフィススプリングA 中小企業診断士
奥 和彦	福井海上保安署 署長
徳岡 一男	ボートクラブ利用者団体「よのず会」 会長
出地 一美	一般社団法人三國會所 にぎわい委員会 副委員長
鳥山 公裕	福井県土木部港湾空港課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		(株)九頭竜川マリーナ
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 ボートパークの効用を最大限に発揮するものであること ・ ボートパークの設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、利用者の安全の確保、向上や、利用者数の増加につながるような新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	109.1
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 管理経費縮減の内容 ・ 提案した収支計画の妥当性	150	141
4 ボートパークの管理を適正かつ安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体、安全管理および危機管理能力） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	152.4
総合得点（満点500）	500	402.5

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

③ 講評

- ・ 審査基準1については、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、利用者の増加に向けた新たな提案等がなく、今後具体的な方策を検討するなど課題はあるものの、放置艇対策への寄与や利用者に対するサービスには一定の評価がされた。
- ・ 審査基準3は、収支見込は適正に計算されており、妥当な内容であると評価された。
- ・ 審査基準4については、安全管理へのより積極的な姿勢が求められるものの、施設、機械等の定期点検体制が確立されていることが評価された。
- 以上の総合的な評価により、(株)九頭竜川マリーナは、指定管理者としての能力を十分有していると評価された。

7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。



福井県知事 様

令和6年10月7日

申請者 主たる事務所の所在地

坂井市三国町新保95号1番地6

名称および 株式会社九頭竜川マリーナ

代表者氏名 代表取締役 多田 和也

指定管理者指定申請書

福井港九頭竜川ボートパークの管理に関する業務を行いたいため、福井県港湾施設管理条例第12条第2項の規定により、「福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者募集要領」に記載されている応募資格を満たしていることを誓約し、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務に関する事業計画書
 - 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
 - 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
 - 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
 - 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
 - 6 福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類（設備、機械等の操作にかかる資格等を有することを証明する書類を含む）
 - 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 8 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書
- ※注 その他任意に提出する書類があれば追加記載すること。

福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 その他（ ）			
団体名	株式会社 九頭竜川マリーナ			
所在地	福井県坂井市三国町新保 9 5 - 1 - 6			
代表者名	多田 和也			
電話番号	0776-82-6066			
FAX 番号	0776-82-6065			
メールアドレス	Kuzuryu-ma@bz01.plala.or.jp			
設立年月日	平成 12 年 3 月 15 日			
資本金（基本財産）	38,650,000 円			
従業員数	令和 6 年 10 月 1 日現在 7 人			
主な事業内容 （必要に応じ別紙）	会社定款に準じる			
同種の施設の管理運営業務の実績 （必要に応じ別紙）	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井港九頭竜川ボートパーク	坂井市三国町	管理運営	R7.4.1～ R12.3.31.迄
備 考				

2 管理運営基本方針

福井港九頭竜川ボートパークの管理運営を行うにあたっての基本方針

弊社は、福井港九頭竜川ボートパークの管理運営を担うため、平成 12 年 3 月 15 日に設立された第三セクターで、国土交通省、福井県、旧三国町と協同でこの事業に取り組んでまいりました。基本的な考え方は、「安全で誰でもが気軽に利用できる地域密着型マリーナ」をモットーに、安全第一を考え、すべての利用者に平等に接し、常に国・県・坂井市と協議しながら運営を行い、施設の管理運営に関しては社長の多田を中心に利用者のニーズにこたえるべく運営してまいります。

また、不法係留者に対する規制の維持がスムーズな、ボートパークへの入港につながることから、河川管理者である国土交通省と福井県並びに関係機関と常に連携をとりながら不法係留者の指導にあたります。平成 20 年よりこれまでに不法係留者が一人出なかったことは、関係機関のご努力とボートパークの安全施設のたまものと思っております。

弊社が九頭竜川ボートパークを管理運営することにより期待される効果としては以下の点が上げられます。

- * 不法係留艇がなくなることによる流域集落への迷惑解消（三国町地元の企業だから）
- * 増水時における流失事故並びに二次的事故の防止
- * 健全なマリンスポーツの振興
- * 漁業者とのトラブル防止
- * 事故の無い安全な管理運営
- * 地域に密着した使い勝手のいいボートパークの運営

3 管理運営業務計画

（1）利用者へのサービス向上についての取組み

1. 土、日、祭日は早朝 7 時 30 分より夕方 18 時迄営業する。
(平日 8 時～18 時)
2. 年間（365 日）を通し 24 時間体制で利用者の要望対応。
3. 高齢者の構内移動の車両での送迎
4. 海象、気象に於ける、ライフ情報の提供
5. 自己管理であるが管理体制の強化に努める。
6. 海難事故、トラブル（エンジン停止など）があった場合の救助体制確保。
7. 釣り情報
8. ホームページを新しく作り利用者 の意見要望を書き込むコーナーを作る。
9. 緊急・重要案内は携帯電話メールによる一斉配信

（2）施設の利用促進についての取組み。

1. 三国沖の風・波・リアルタイムで閲覧、ホームページ掲載。
2. 船舶関係者や販売店、役所などにパンフレット設置などによる宣伝周知。
3. 事業内容のインターネットに於ける PR。
4. 毎年開催される国際のボートショー 4 月大阪、名古屋での PR 委託。

（3）施設の維持管理についての取組み

1. 施設、機械等の就業前の日時点検及び月次点検励行、小規模の修理は速やかに処理する。
2. 毎日船の上げ下げの重量トン別の数量測定。
3. 月 1 回ワイヤー 80ヶ所計測点検
4. 1 か月 1 回水深測定
5. 毎日浮棧橋・護岸点検
6. 構内清掃、構内の草刈り、公衆トイレ清掃、駐車場の管理。

7. 水面に入るごみ等の撤去作業徹底。
8. 敷地アスファルト・コンクリート面の点検
9. 雪積時の構内除雪
10. 施設運営にあたって必要な、施設修理費等定額予算の確保。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

1. 原則的に口座引落としによる利用料金の収納体制。
2. 保管艇の一括払いの徹底（分割等、応相談）。

参考 利用料金の入金経過（6年3月31日現在）

口座引落 105 名・振込 72 名・現金支払 57 名・分割 6 名

3. ランニングコスト等の経費削減。
- 4 節電（施設外灯、夜帰港する時間より 1 時間後に電気を切る。）
5. 節水（水道水接水をお願いし、夜帰りには各自元栓を止る。）

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

1. 27 年度よりホームページに書込み欄を設けご意見を書いていただく。
2. SNS によりアンケート、利用者の要望、意見。ニーズの把握。
3. 団体代表にアンケート用紙をわたして取りまとめをする。
4. スピーディーな対応、解決。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

1. 月々の管理業務問題点を確認し業務を遂行する。
2. 月々の実績確認。

(7) その他

ア 福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者を希望する理由

1. 九頭竜川ボートパークの管理の為に行政並びに地元の企業に出資頂き設立した会社です。不法艇を出さない事、地域の活性化のため。
2. 健全なレジャーマナーを遂行する為にもプレジャーボートと、地域漁業者及び地元漁協と連帯した安全確保とマナー指導徹底のため。
3. 九頭竜川・竹田川に止めていた 9 団体が協力し完成した施設。

イ 外部委託の方針等

1. 経費削減のため、外部委託は考えておりません、会社スタッフで対応。

ウ 緊急時の対応

1. 海上保安署、県港湾空港課、福井港湾事務所、警察署、消防署との連携、指導を受け対処する。
2. 年間（365 日）を通し 24 時間体制で海難救助体制の確立。

3. 利用者に対する気象情報や事故災害の周知啓蒙活動。
4. 事故や災害の取り組みについては、気象条件の変化に注視し、急変する場合には電話連絡による指示の徹底。
5. 施設内の落雷発生の場合は、退避施設を設置致しました、放送設備で知らせます。
6. 緊急時の体制の組織は別紙添付（緊急時、津波）

エ 個人情報の取扱いについての考え方

※施設利用者の個人情報の保護について基本的な考え方や情報管理体制等について記載してください

1. 九頭竜川ボートパーク 文書管理規程に準じる。

オ 地域および関係機関との連携

1. 福井港湾事務所、海上保安署、消防署、石油業者との連絡体制のもと連携確保。
2. 中浦地区漁場利用対策協議会（鷹巣、三国、雄島、北潟、漁業協同組合）との会議に参加し連携を図る
3. 年1回魚場利用について県水産課を交え会議を行いその年の重要事項を取決める。
4. 三国町新保区の地係のため色々な問題点を話し合い、地域との連帯を確保。

カ 自主事業その他の提案

※福井港九頭竜川ボートパークの設置目的に合致する自主事業の提案や、その他施設の管理運営にあたっての提案があれば記載してください。

1. 船台販売・船台修理・船台メンテナンス・洗浄機レンタル・船底塗装工事等
船台レンタル

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

1. (株)九頭竜川マリーナ会社規定に準じる。
2. 指定管理者制度の期間が5年契約なので、社員は5年契約、パート1年契約、処遇を考慮する。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

組織図

九頭竜川ボートパークを運営するための弊社の組織図を以下に示します。

代表取締役 多田 和也

監査役
本多 成彦
近藤 義治

専務取締役 (株)嶋田商会
嶋田 英明

常務取締役 (株)オールブルー
大木 茂生

取締役
(株)マリンサポート三国 古木 宗雄

三国港機船底曳網漁業協同組合
平野 一美

三国港漁業協同組合 山本 紀彦

常勤者

代表取締役 (1名)
ハーバーマスター (1名)

事務員 (経理等 1名)

ハーバー担当 (4名)

業務委託 (民間事業者)

アルバイト
(繁忙時: 1名)

（２）人員配置、業務内容および勤務体制等

・人材の配置

指定管理に携わるすべての職員は、休日等のロ-テ-ションを考慮し、常駐職員 3 名体制 ハーバーマスター（責任者）、ハーバー担当、事務員（女性）とし、繁忙期には民間会社への業務委託又はアルバイトで対応します。

表 人員体制及び人件費（福利厚生費を除く）

職 種	業務内容	職能 （資格、技能）	備 考
ハーバーマスター	マリーナの責任者として以下の管理を行う。 ・施設使用許可等 ・利用者契約等 ・人事管理（スタッフ） ・マリーナ全体の業務管理 ・オーナー管理 等	防火管理者 1 1 級小型船舶操縦免許 2 フォークリフト運転者 3 2 級海上無線免許 4 巻上げ機資格 5 海上指導員	
ハーバー担当	マリーナ管理運営業務の実務責任者として保管艇の移動・揚降等に関する作業および全般のスケジュール管理・安全管理を行う。 また、業務委託先・アルバイト等へ作業指示を行いヤード作業が円滑に行われるようにする。	1 小型船舶操縦免許【1・2 級 2 フォークリフト運転者 3 防火責任者	
事務員（女性）	出入港の受付、来場者・電話の応対等のフロント業務および、庶務・経理業務補助等を行う。	経理研修	
アルバイト	ハーバー担当の指示に従いヤード業務補助作業を行う。	ヤード作業の訓練 揚降機講習 フォークリフト運転者	（注 1）
業務委託		フォークリフト運転者	民間会社への業務委託

注 1：

- ・アルバイトは、現場での指導により作業補助を行うため、フォークリフト等の必要な免許資格を有しています。

（３）職員研修および人材育成

※業務を行う職員の業務水準を維持、向上させる方策について記載してください。

1. ハーバーマスターが作業関連講習会、資格検定等を取得、会社で研修会開催。
2. 入社希望の人材を 3 カ月間育成教育をし採用の可否を決定する。
3. 人材育成計画を作成しながら、社員及びアルバイトには職能（資格、技能）の向上に繋がる、研修（社内外）を受講します。

5 令和7～11年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5か年度の 平均	備考
利用料金収入	27,145	26,874	26,605	26,339	26,076	26,608	
その他の収入	12,618	12,807	13,063	13,324	13,590	13,080	
計 (A)	39,763	39,681	39,668	39,663	39,666	39,688	

支 出

(単位：千円)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5か年度の 平均	備考
人件費	21,314	21,953	22,612	23,290	23,989	22,689	
法定福利費	2,152	2,173	2,195	2,217	2,239	2,195	
福利厚生費	100	100	100	100	100	100	
船台費	100	100	100	100	100	100	
交際接待費	100	100	100	100	100	100	
車輛両費	700	700	700	700	700	700	
光熱水費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
租税公課費	1,600	1,600	1,300	1,200	1,000	1,340	
消耗品費	200	200	200	200	200	200	
事務用品費	100	100	100	100	100	100	
賃借料	150	150	150	150	150	150	
修繕費	800	800	800	800	800	800	
保険料	5,457	5,294	5,294	5,294	5,294	5,327	
支払手数料	150	150	150	150	150	150	
減価償却費	1,254	1,191	1,191	1,191	1,191	1,203	
燃料費	500	500	500	500	500	500	
諸会費	75	75	75	75	75	75	
食糧費	10	10	10	10	10	10	
備品購入費	200	200	200	200	200	200	
委託費	410	410	410	410	410	410	
部品購入費	400	400	400	400	400	400	
雑費	450	450	450	450	450	450	
予備費	1,873	1,725	1,331	726	458	1,253	
計 (B)	39,763	39,681	39,668	39,663	39,666	39,688	

差引 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	
--------------	---	---	---	---	---	---	--

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。

※利用料金収入については、契約者の高齢化による若干の減少を見込んだ。(1%)

※その他の収入については、株主の近隣漁業協同組合との協議によりメンテナンス時や悪天候時の緊急避難時のビジター利用の施設費増を見込んだ。(2%)

※支出については、人件費において毎年3%の昇給を見込んだ。その他の経費については別添、売上高関係図が示すとおり過去から一定した経常経費であることから、これらを参考に見込んだ。